

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
おとぎの  
登り)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定
  - 被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更
  - 土地改良事業の工事の完了
  - 入会林野整備計画の認可
  - 解除予定の保安林(二件)
  - 都市計画の決定
  - 都市計画の変更(二件)
  - 宅地建物取引業法による処分

## 告 示

### 鳥取県告示第六百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十二号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年七月三日	木下内科医院	米子市河崎九八七

### 鳥取県告示第六百六十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更年月日		昭和五十四年七月十六日	
名称		医療法人 清和会垣田病院	
区分	変更後	倉吉市上井三〇二ノ一	
	変更前	倉吉市東岩倉町二二七七	
所在地			

鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届出者
長谷地区農道整備事業	昭和五十四年一月三十一日	長谷土地改良事業共同施行委員長 小谷正己
今在家地区農地開発事業	昭和五十三年三月二十五日	倉吉市農業協同組合
下谷田地区農業用排水事業	昭和五十三年十一月三十日	倉吉市
西鴨地区農業用排水事業	昭和五十三年五月三十一日	"
中河原地区農道整備事業	昭和五十四年三月二十日	"
久米ヶ原地区畑地かんがい事業	"	久米ヶ原土地改良区
上法万地区農道舗装事業	昭和五十三年七月十日	東伯町
妻ノ神地区区画整理事業	昭和五十四年三月二十五日	倉吉市

上米積地区区画整理事業	"	"
上郷地区ほ場整備事業	昭和五十三年十二月三十日	上郷土地改良事業共同施行代表者 米田茂
公文地区農地造成事業	昭和五十二年三月二十日	公文土地改良事業共同施行代表者 桑本豊
勝田地区農地開発事業	昭和五十三年三月二十五日	赤碓町

鳥取県告示第六百六十二号

岩美郡岩美町大字真名六七番地真名入会林野整備組合組合長足立勝己から申請のあつた真名入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町河上字芋畑山一三〇六、一三〇七の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて従覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字大谷奥九八五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて従覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、三朝都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

三朝都市計画緑地 第一号三徳川緑地

二 都市計画の決定に係る土地の区域

決定する部分

東伯郡三朝町大字三朝字上古川、字下古川、字村通、字半畑、字下

河原及び字保木脇、大字山田字福呂、字中道、字中島、字渡り上り、

字土手下及び字築瀬並びに大字横手字河戸、字道ノ下及び字橋本

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

## 鳥取県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・三・四号停車場布勢線（変更前三・四・一号停車場布勢線）

三・二・一号正蓮寺晩稲線

三・四・十号飛行場布勢線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・三・四号停車場布勢線

追加する部分

鳥取市徳尾字弁才天、字寺谷、字上岸ノ二、字上岸ノ一、字花原ノ三、字熊ヶ坪ノ一及び字中島、里仁字菱田、字上八反田、字竹ヶ鼻、字中ノ町、字法谷口、字白坂、字小谷、字宮ノ上、字長畑、字後谷ノ一、字後谷ノ二、字尺八谷ノ一及び字尺八谷ノ二、布勢字山本、字鶴指鼻及び字河徳並びに桂見字白田、字五反田、字山ノ鼻及び字林ノ前

## 変更する部分

鳥取市古海字西三反辰、字堀川端及び字西加路田、徳尾字千早面、字下山崎、字前田、字明星、字岩ヶ谷、字村上土居及び字ハス田、里仁字笹尾鼻ノ二並びに布勢字糍谷口及び字水入

## 削除する部分

鳥取市徳尾字村下土居ノ一、字南田、字石橋ノ一、字石橋ノ二、字築尾及び字築尾軍田、里仁字宮田扇子田、字築尾軍田、字上宮田、字畑崎村屋敷、字背戸田、字堂ノ元、字向イ畑ヶ、字宮ノ下、字御禱舞、字笹尾鼻及び字笹尾鼻ノ一並びに布勢字観音堂、字真先東分及び真先西分

(2) 三・二・一号正蓮寺晩稲線

## 変更する部分

鳥取市五反田町、安長字大磯、字矢倉田及び字柳ヶ坪、徳吉字道登り、字六反田、字墓原、字土手外、字首塚、字早稲田及び字徳吉前並びに徳尾字蛇尾ノ一、字蛇尾ノ三、字前田、字千早面、字下山崎及び字大樋ノ上

## 削除する部分

鳥取市徳吉字前土居及び字村土居

(3) 三・四・十号飛行場布勢線

## 追加する部分

鳥取市桂見字上河原

## 変更する部分

鳥取市布勢字河徳

## 三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十條第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園第六・六・一号布勢総合運動公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域追加する部分

鳥取市桂見字下山及び字日焼、布勢字水入、字鶴指鼻、字鶴指奥、

字大間谷、字大間谷口、字大間谷奥、字山本、字矢内谷奥、字糺谷

口及び字糺谷奥、大桶字後谷、字上ノ畑、字村土居（山）及び字僧

ケ谷（山）並びに里仁字尺八谷ノ一、字尺八谷ノ二、字糺谷、字岩

ケ谷ノ一、字岩ケ谷ノ二、字後谷ノ二、字後谷奥、字笹尾鼻ノ二、

字堤谷、字長畑、字堤谷ノ二、字広畑、字堤谷ノ一及び字法谷ノ二

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百六十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定に基づき、次のとおり処分をしたので、同法第七十條第一項の規定により告示する。

昭和五十四年八月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 被処分者

1 商号

協和開発有限会社

2 代表者の氏名

代表取締役 遠藤邦男

3 事務所所在地

米子市東倉吉町五四番地三

4 免許番号

鳥取県知事(一)第五百七号

二 処分の年月日

昭和五十四年七月三十一日

三 処分内容

昭和五十四年八月三日から三箇月間の業務の全部の停止